千葉県麻しん対応マニュアル (Vol 3)

平成 22 年 12 月 千葉県健康福祉部

はじめに

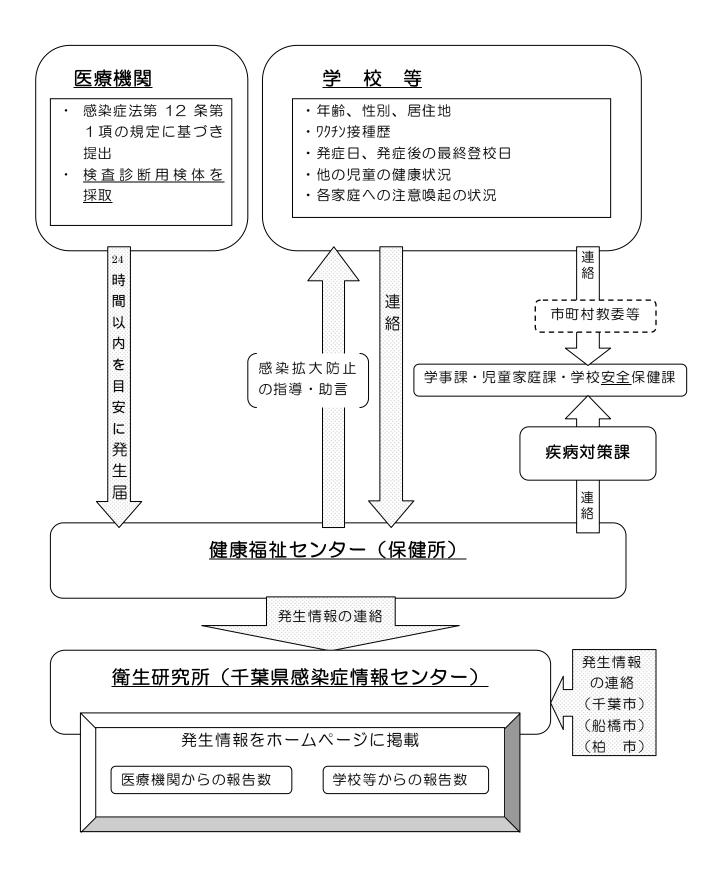
麻しんは、非常に感染力が高く、免疫のない人が感染すると重症化し、死亡者も発生する疾患です。

国では、「2012年麻しん排除」の達成のため、平成 18年から定期接種に2期を、平成 20年には、「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、定期接種に5年の時限措置として3期と4期を追加して2回接種による確実な免疫の獲得を図るとともに、麻しん患者の発生状況をそれまでの定点把握から全数把握とし、正確かつ迅速に発生動向を把握することとなりました。

本県では、平成 18 年度に「県内麻しん患者で」を目指す「千葉県麻しん対応指針」を定め、各関係機関が連携し、積極的に推進するために、本マニュアルを策定し、平成 20 年には、「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、本マニュアルを一部改正するとともに、「千葉県麻しん対策会議」を設置し、医療関係者や行政機関等関係者の意見をもとに、予防接種率の向上や麻しん患者発生時の迅速な対応など、麻しん対策を推進してきました。

それにより、県内では、平成 19 年に 3,600 人余りの患者が発生していたと 定点報告から推計されていましたが、平成 20 年には全数把握として 1,071 人、 平成 21 年には 116 人、と麻しん患者数は激減しました。

しかしながら、2012年(平成24年)に「県内麻しん患者で」を達成する ためには、更なる予防接種率の向上と、「麻しん」を確実に診断するための検査 診断の普及が必要であり、このたび、本マニュアルを一部改正し、引き続き、 各関係機関が一丸となって積極的に推進すべき具体的な取り組みを定めました。



【用語解説】

学校等	県内における公立・私立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、 専修学校及び各種学校(児童福祉法第7条の児童福祉施設も含む。)
学校等主管課	総務部学事課、健康福祉部児童家庭課、教育庁学校 <u>安全</u> 保健課
終息	最後の麻しん患者と、他の生徒等との最終接触日から、4週間 新たな麻しん患者の発生が見られないこと。